

# 現代法学投稿規程

## 第1条（目的）

本規程は、現代法学に掲載する論攷について定める。

## 第2条（投稿資格）

現代法学に投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- 一、現代法学会に所属する者。
- 二、現代法学会編集委員会により承認または依頼を受けた者。

## 第3条（投稿原稿の種類）

投稿原稿の種類は、概ね次の各号に定めるとおりとする。

- 一、論説
- 二、研究ノート
- 三、共同研究
- 四、資料または資料紹介
- 五、調査報告
- 六、翻訳
- 七、判例研究
- 八、書評
- 九、その他、編集委員会が適切と認めるもの

## 第4条（倫理規定）

投稿者は、次の各号を遵守し、投稿しなければならない。

- 一、未発表原稿であること。
- 二、学問的真摯性が伴うこと。
- 三、引用及び参考文献の表記に正確性を期すこと。
- 四、編集委員会が別に定める執筆要綱を遵守すること。
- 五、現代法学会に所属する者が中心として行う共同研究または共同執筆論文（連名論文または研究会名を冠する論文を含む）においては、研究筆頭者に当該会員の名を付し、各執筆担当者名（所属を含む）及び執筆担当箇所を明記し、その執筆責任の所在を明確にすること。但し、当該論文の特殊性によって、執筆担当箇所が特定できない場合は、その事由を論文の末尾に明記すること。
- 六、前号の論文の掲載を求める会員は、投稿前に編集委員会に承認を得なければならない。

## 現代法学投稿規程

### 第5条（掲載の決定）

編集委員会は、投稿された原稿について、速やかにその掲載の適否を判断しなければならない。

2. 編集委員会は、投稿された原稿の種類、原稿本数及び原稿枚数を斟酌し、投稿原稿の掲載につき調整を行うことができる。

3. 編集委員会が、その掲載を相応しくないと判断したときは、当該投稿者に理由を付し、掲載不許可の通知をしなければならない。

### 第6条（改正）

本規程の改正は、現代法学会編集委員会の議を経て、現代法学会理事会の発議により、会員総会において有効な投票の3分の2以上の賛成を必要とする。

### 附 則

本規程は、2000年7月14日より施行する。